

ご意見を踏まえた修正箇所

(下線部分は修正箇所)

	修正内容
【修正箇所①】	<p>(原案 P.22 「①消費者の権利の尊重～消費生活の安全・安心の確保」の《課題》)</p> <p>《課題》</p> <p>高齢者を狙った詐欺まがいの悪質商法等、消費者の知識不足、判断力不足に付け入るような悪質商法が次々と発生し、その手口も巧妙化しています。<u>8ページから9ページに記載のとおり、本市においても、高齢者の相談件数は急増しており、契約内容を理解できないままに契約させられる事案や、劇場型勧誘、二次被害、身分詐称のような悪質事案も増加しています。</u></p> <p>また、<u>19ページに記載の市民アンケート結果では、多くの方が望まない訪問販売や電話勧誘販売を経験しており、消費生活相談においてもこれらの勧誘行為によるトラブル事案が多く寄せられています。その他、詐欺的网站等によるトラブルも多発しています。</u></p> <p>このため、国や大阪府、警察等の関係機関との連携強化を図りながら、消費者を取り巻く取引環境の適正化のための取組を一層推進する必要があります。</p>
【修正箇所②】	<p>(原案 P.22 「②消費者の自立の支援等」の《課題》)</p> <p>《課題》</p> <p><u>消費者被害の防止をはじめとした消費者の自立の支援のための取組には、効果的な情報提供や教育機会の充実が不可欠です。21ページに記載の市民意識調査の結果においても、多くの方が啓発活動の充実や情報提供の充実が必要と回答しています。</u></p> <p>また、平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育・啓発に関する取組は、各ライフステージや消費者教育が行われる場等に配慮して実施する必要があるとされており、今後の取組においては、この観点を踏まえた体系化を行い、推進していく必要があります。</p>

	修正内容
【修正箇所③】	<p>(原案 P.23 「③消費者被害の救済」の《課題》)</p> <p>《課題》</p> <p>商品・サービスや取引形態の多様化に伴い、消費者と事業者の間にある情報量・交渉力の格差は拡大し、消費者トラブルに陥るリスクが高まっており、トラブルの内容も一層複雑・多様化しています。<u>6ページに記載のとおり、本市における消費生活相談の件数も増加傾向にあり、その契約内容や勧誘方法、代金の決済方法など、取引形態は多岐にわたり、相談解決のためには、多くの知識や交渉技術が必要となっています。</u></p> <p>消費生活センターには、これらの相談に迅速・的確に対応することが求められており、関係機関との連携を図りながら、消費者被害救済体制の一層の充実・強化のための取組を推進する必要があります。</p>
【修正箇所④】	<p>(原案 P.25 「(4)消費者教育推進計画」)</p> <p>前述のとおり、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、消費者教育・啓発に関する取組について、各ライフステージや消費者教育が行われる場等に配慮して実施する必要があることや、消費者教育推進に係る地方公共団体の責務等が示されるとともに、<u>消費者が自らの消費行動が社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」が定義づけられ、消費者教育には、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む」ことが明記されました。</u>また、地方公共団体には、区域における消費者教育推進についての計画である「消費者教育推進計画」を策定することが努力義務として規定されました。</p> <p>このため、本計画においては、同法の趣旨を踏まえ、計画の第5章を「消費者教育推進計画」として設定し、その中で基本的方向「(2) 消費者の自立の支援等」のうちの「① 消費者啓発の推進」及び「② 消費者教育の推進」に関する取組について詳述することとします。</p>